

文教大学大学院履修規程

(目的)

第1条 この規程は、文教大学大学院学則（以下「学則」という。）第12条に基づき、学生の科目履修及び再履修について定めることを目的とする。

(年次別・学期別履修)

第2条 授業科目が年次別又は学期別に配当されている場合は、当該年次又は当該学期にならなければその科目を履修することができない。

(履修登録)

第3条 学生は、毎学年又は毎学期の始めに、履修する科目を登録しなければならない。

2 同一名称の科目を重複して履修登録することはできない。

3 一度修得した科目は、再び履修登録することはできない。

(必修科目)

第4条 履修科目のうち必修科目については、その履修年度又は履修学期に単位を修得できなかったときは、修了年度又は学期までにその科目を履修し、単位を修得しなければならない。

(選択科目)

第5条 履修科目のうち選択科目については、修了年度までにその単位を修得できなかったときは、他の科目を履修することによって修了に必要な単位を充足することができる。

(再履修)

第6条 履修科目の成績評価が合格点に達しなかった者は、再履修しない限り、その履修科目の単位を修得することができない。

2 修了年度の履修科目については、再試験を行うことがある。

(留年)

第7条 学位論文の審査及び最終試験に合格せず、最終学年終了時まで、学則第12条の修了の要件の単位を満たさなかった者は、研究科教授会の決定によって、留年となる。

(その他)

第8条 前各条に定めるもののほか、履修又は再履修については、研究科教授会で規則を定めることができる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、大学院委員会の議を経て学長が決定する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。